

☆*****

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB基金（○） DB規約（○） DC （○）
厚年基金（○） 会計基準（ ） その他 （ ）

【タイトル】 第18回社会保障審議会企業年金・個人年金部会／
企業年金のガバナンス、DCの拠出限度額等について

☆*****

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省は2020年12月23日、第18回社会保障審議会企業年金・個人年金部会を開催しました。

当日の資料は、以下の厚生労働省HPをご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15697.html>

今回の部会では、傍聴が報道関係者のみに限られておりましたため、上記HPに掲載された資料に基づき、主な議事についてご案内いたします。

【議事】

1. 企業年金のガバナンス等について

企業年金のガバナンス等に係る以下の事項について、具体的な規定内容を検討のうえ、必要な調整・パブリックコメントを経て、省令や法令解釈通知を改正する方針が示されました。

(1) リスク分担型企業年金の移行時に係る規定の整備

通常のDBからリスク分担型企業年金への移行、およびリスク分担型企業年金の合併・分割、事業所追加・減少に伴う「給付減額」の手続きや、超過比率のモニタリング、業務概況による周知等について、省令等の規定を整備する。

(2) 企業型DCの商品除外方法の改善

将来分のみの商品除外（＝過去分は現金化を行わずに「閉鎖型」とする）を行うこともできるよう、商品除外方法の選択肢を追加する。

(3) 商品除外において同意取得手続が不要とされる場合の追加

投資信託の受益証券が繰上償還される場合等については、商品除外の同意取得手続が不要とされているが、「年金投資基金信託（※）」の繰上償還についても、投資信託と同様に信託法の規定に基づいて所要の手続を経て償還されることから、商品選択者の同意を不要とするよう、省令の規定を整備する。

※投資信託と類似した性質の信託会社が販売する運用商品

2. DCの拠出限度額について

DCの拠出限度額の見直しなど、2021（令和3）年度税制改正に向けて議論が行われてきた内容につき、議論の整理が示されました。

この中で、DC拠出限度額見直しの施行時期については、以下のように記載されています。

「〇2022（令和4）年10月には「企業型DC加入者の個人型DC加入の要件緩和」が施行されることから、それに間に合うように、DBごとの掛金相当額の実態を反映した企業型DC・個人型DCの拠出限度額の見直しを求める意見があった一方で、改正時期は適切なタイミングを検討すべき、段階的な導入など事務負担を平準化できるような導入方法も検討すべきといった意見があった。また、現下のコロナ禍にあつては、制度の見直しが企業年金の廃止など労働条件変更を促しかねないことから一定の考慮が必要であるといった意見

があった。

○制度改正の施行時期については、こうした意見にも十分留意しつつ、DBの掛金相当額（仮想掛金額）の算定方法をはじめとする制度改正の周知やシステム改修に必要となる期間等を踏まえて設定する必要がある。」

なお、改正内容等については、以下の年金NEWS・メルマガをご参照ください。

<ご参考>

・DC拠出限度額の見直しについて（年金NEWS）

<http://www.nenkin.nissay.co.jp/info/nenkin/715_nenkin_news_20201211_1.pdf>

<http://www.nenkin.nissay.co.jp/info/nenkin/715_nenkin_news_20201211_2.pdf>

このほか、前回（第17回）に引続き、外部有識者から、英国・米国の私的年金税制の紹介が行われました。

以上

～メルマガのバックナンバーを掲載しています～

<http://www.nenkin.nissay.co.jp/info/>

バックナンバーでは、過去の年金NEWS・メルマガに加え、マーケット情報等をご覧いただくことができます。

=====

日本生命保険相互会社

団体年金部

団体年金コンサルティング課

年金NEWS・基金照会窓口

T E L 03-5533-5572

F A X 03-5533-5228

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp

日本-年基-202012-170-0574-D